

議案第66号 市長の給料月額の減額に関する特例条例の制定について

議案書13P~14P

1. 制定の目的

民間会社による準用河川がらと川河川敷の長年の不法占有に対し是正指導等を約10年間行っていなかったことに関して、市としての責任を明確化するため、市長に支給する給料月額を減額する条例を制定する。

2. 条例の内容

現在、7割に減額して支給している市長の給料月額に関し、令和6年1月及び2月の2か月分については、特例条例により6割に減額して支給するもの

本来の給料月額	909,000円
7割に減額した給料月額【現行】	636,300円
6割に減額した給料月額【条例案】	545,400円

3. 施行期日

令和6年1月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年12月定例会

	議案第66号 市長の給料月額の特例条例の制定について	政策等の区分	計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉 令和6年1月及び2月に市長に支給する給料月額を減額するため、条例を制定するもの。	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉 市政に関する責任の所在を明らかにするため、市長の給料月額を減額する条例を制定する例は、他自治体においても多くある。					
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉 民間会社による準用河川がらと川河川敷の長年の不法占有に対し是正指導等を約10年間行っていないことに関して、市としての責任を明確化する必要がある。	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉 左記のことに関する市としての責任を明らかにすることができる。また、令和6年1月及び2月に市長に支給される給料月額を抑制することができる。					
〈提案に至るまでの経緯〉 数十年前から、民間会社が河川占用等の許可なく骨材置き場として準用河川がらと川左岸の堤塘敷等を使用し、不法占有状態が継続している。 平成23年から同24年にかけて市と会社との間で協議を重ねるも決裂し、その後、同年中に3回にわたる除却指示を会社に対して行うが、会社はこれに従わず、現在に至る。	〈総合計画等の整合〉					
	まちづくりの目標	目 標	—			
	政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営			
	施策	施 策	その他			
	○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称				
		策定年度				
		計画期間				
〈市民参加の状況〉 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）	〈政策等の実施時期〉			令和6年1月1日		
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
	総務部	人事課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無（条例概要資料）			